

Q フレックスタイム制で、始業時間または終業時間のみ労働者の決定に委ねるといえるのは認められるか

A

「労基法 32 条の 3 では、「始業および終業の時刻をその労働者の決定に委ねることとした労働者」についてフレックスタイム制を認めることとしていますので、どちらか一方のみのフレキシブルタイムは認められないと解されます。

通達でも、「始業及び終業の時刻の両方を労働者の決定にゆだねる必要があり、始業時刻又は終業時刻の一方についてのみ労働者の決定にゆだねるのでは足りないものであること」と示されています（昭和 63. 1. 1 基発 1 号）。